

農村滞在型余暇活動機能整備計画書(市町村計画)

平成 17 年 10 月

幕別町全地区

北海道中川郡幕別町

第1 基本的な考え方

幕別町は、十勝平野の中央部からやや南に位置し、町全域の約半分が耕地である。肥沃な土地、冷涼な気候、適度な降水量などの自然環境にも恵まれていることを生かして、畑作を中心に野菜、畜産等幅広く農畜産物を生産し、食糧供給基地としての役割りを担いつつ農業を基幹産業としたまちとして発展してきた。

本町における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、専業大型経営が主体である本町の農業形態の実情を踏まえた上で、安全・安心でおいしい農畜産物の供給元であることの周知、都市部の消費者との交流及び農用地の有効利用を中心課題とし、農業の総合的な振興を図る観点から積極的に推進を図るものとする。

このため、地域に賦存する美しい自然、伝統、文化や多様な農業生産活動を生かした農村滞在型余暇活動の円滑な推進を通じて、地域の農業の振興及び地域の活性化を総合的に図っていくものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

幕別町は、十勝の中心都市である帯広市に隣接した人口約2万5千人のまちであり、多くの町民が暮らす市街地を除いた町全域に農地が広がり、専業農家を主体としながらも都市部と農村部はかかわりを持ちながら発展してきたことから、計画の整備地区は、幕別町の農業振興地域全域とする。

なお、当整備地区の約2割程度の区域は、市街化調整区域(都市計画法第7条第3項)に指定されており、市街化を抑制すべき区域であるが、当該市街化調整区域では野菜、畑作を中心に花卉等も含めた農業生産が盛んに行われており、市街地に居住する町民の農業体験や地場農産物の購入の場にもなっているため、都市と農村の交流や農業・農村への理解の促進を通じて、幕別町の農業振興に果たす役割も多大であるので、当該市街化調整区域を含めて整備地区の区域を設定するものである。

○ 整備地区の区域

幕別町の農業振興地域

(別紙「幕別町農業振興地域及び市街化調整区域界」を添付)

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア 土地利用の現況

本町は、十勝平野の中央部からやや南に位置し、耕地が約半分を占める平坦な丘陵地である。

本地区における土地利用については、十勝の中心都市である帯広市と隣接していることから住宅団地の造成が進んでいることや沿道サービス、農産物の加工施設の拡張などにより、工場用地、宅地の面積がゆるやかではあるが増加傾向にあり、それに伴い農用地面積が減少してきている。

(単位：ha)

農用地	農業用施設用地	森林・原野	宅地	工場用地	その他	合計
16,555	288	12,040	699	87	4,377	34,046

イ 農業の現況

(ア) 本地区の農業は、土地利用型農業を主体に地域の特性を生かして生産性の高い経営を展開し、本町の基幹産業として発展してきた。

平成 15 年度における農業産出額は、約 1 8 3 億円と、史上最高を記録した前年度に引き続き高く、ここ数年は安定した農業生産を上げており、日本でも有数の農畜産物供給基地になっている。

(イ) 畑作については、小麦・馬鈴薯・甜菜の作付面積が多く、収穫量は、平成 16 年産で北海道内の順位として、小麦が 4 位、馬鈴薯が 5 位、甜菜が 8 位という状況である。

また、農畜産物のブランド化、クリーン農業、安全・安心な農作物の生産等に積極的に取り組んでいる。

(ウ) 畜産については、飼養農家一戸あたりの飼養頭数に関して、平成 16 年においては、乳用牛が約 79 頭、肉用牛が約 71 頭であり、経営規模が比較的大きいという状況である。

(エ) WTO 農業交渉をはじめとした農業情勢への先行きに対する不安、農産物価格の低迷、後継者不足等の課題を抱えた中で、今後、農地の流動化対策、担い手の確保・育成、そして、さらなる生産性向上対策等に取り組んでいくことが必要となっている。

農 家 数 (戸)				農 用 地 面 積 (ha)				
専業	一兼	二兼	計	田	畑	樹園地	その他	計
454	147	22	636	33	14,200	0	2,322	16,555
主 要 作 物 等 (作付面積(ha) 、 飼養頭羽数(頭))								
小 麦	甜 菜	馬鈴薯	ながいも	豆 類	乳用牛	肉用牛		
4,220	2,610	2,480	435	1,084	7,710	6,600		

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

(ア) 本町は、十勝の中央部に位置し、JR 根室本線及び国道 38 号線により札幌市や釧路市などの都市と結ばれているとともに、本町から 30 分圏内に帯広空港があることから交通条件には恵まれている。

また、道道、町道の整備も進んでいることから、十勝管内の各市町村への交通アクセスもスムーズである。

(イ) 本町には、空から見たときに緑色のパッチワークを連想させるような雄大で美しい農村景観がある。そして、「ひまわり」や「きがらし」等の緑肥作物が広大な面積で作付されているところもあり、観光スポットになっている。

(ウ) 本町には、ふるさと館、蝦夷文化考古館等の地域伝統文化を伝える施設や史跡・史碑も点在し、さらに、開基百年を記念して建設されたピラリやクロニクル・スパイラル等の建造物もあり、観光施設としても訪れる人が多い。中でも、猿別川のサケのそ上やアオサギのコロニーは自然資源として貴重な財産となっている。

また、十勝平野を一望に見渡せる風光明媚なところに世界的にもめずらしいモール温泉のある民間の観光温泉ホテルがあり、数多くの観光客が訪れる。

(エ) 都市農村交流施設としては、地場の農畜産物を材料にして食品加工を体験できる幕別ふるさと味覚工房や農作物の作付・収穫等を体験できる農業試験圃場、そして、宿泊・研修のできる少年自然の家などがある。

(オ) 本町では、学校教育の総合的な学習における体験学習の場の提供や食育の推進、また、環境問題への関心の高まりなどを受けて、本町の農業をより深く理解してもらうために、小学生を対象とした農作物の植付け・収穫・加工を体験する農業塾や一般住民を対象とした農作物の収穫体験会などに取り組んでいる。

○ 体験・観光施設等の状況

体験農園	体験・交流・研修施設	スポーツ・レクリエーション施設	観光施設 (レストラン等含む)	宿泊施設	その他
体験農場 まくべつ「いちご園」	幕別ふるさと味覚工房 幕別町農業試験圃場 幕別町農業担い手支援センター 幕別町育成牧場	総合体育館 2カ所 野球場 3カ所 陸上競技場 1カ所 ソフトボール場 1カ所 町民プール 5カ所 パークゴルフ場 13カ所 ゴルフ場 2カ所 スキー場 1カ所 スピードスケート場 1カ所	明野ヶ丘公園 ピラリ ふるさと館 蝦夷文化考古館 ガーデンパーク日新の丘 カシユニリゾート(ふうど工房榭館) 百姓(笑)庵 ポニーファーム スノーワールドカフェ 札内ガーデン温泉 温泉駒屋 野菜・花の直売所 4カ所	少年自然の家 ルートインホテルグランティア 十勝幕別温泉パークホテル悠湯館 カシユニリゾート(オーベルジュ・コムニ)	糠内獅子舞 ミニスキー大会 まくべつ夏フェスタ 産業まつり

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地区の農業生産活動や賦存する美しい自然景観、伝統文化等多様な諸資源を生かし、都市住民等に対して農作業の体験や農畜産物の加工等の農業体験や農村文化・生活の体験等の余暇活動の場を提供する。また、農畜産物の販路拡大や農家の就業の場の確保を図り、農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を

行うのにふさわしい良好な農村景観の形成を図るとともに、農家の生活環境整備を推進する。

- イ 都市住民等に農業・農村に対する理解の増進を図るとともに、多様な余暇活動の提供が可能となるよう地区の農業や地域に賦存する自然、文化等のさまざまな資源を総合的に活用し、地域の特性を最大限に発揮する。
- ウ 農業振興の一つとして、農畜産物の加工開発や販売促進を進めるとともに、関連産業との連携による農業所得の向上や就業機会の確保等を推進する。
- エ 整備を進めるにあたって、地区の農業者等と調整のうえ関係法令の適切な運用等により、秩序ある施設等の整備を推進する。
- オ 地区住民の合意のもとに、創意工夫と主体的な取り組みによる整備を推進する。
- カ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターや施設の運営等を行う人材の育成に努める。
- キ 高齢者の知恵や女性の活力が発揮できる体制づくりを推進する。

3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農地その他の農業資源の利活用、農畜産物の生産、国土の保全、公衆の保健休養の場等の多面的な機能が十分発揮されるようにし、農用地、農業用施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺地等について、地域に固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図るとともに、農作業体験等の余暇活動の場を確保することにより、整備地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができる地域となるよう市街化調整区域を含めて幕別町総合計画、農業振興地域整備計画及び都市計画等の土地利用の調整に努める。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

- (イ) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図るこ

とにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

- (イ) 農業用施設用地及び農家の住宅用地においては、騒音・悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮するとともに、花木等の植栽により周囲の農村景観との調和を図る。
- (ウ) 林地については、畑地等周辺の丘陵地帯の森林や集落内林地の保全を図ることにより、緑豊かな優れた農村自然景観をつくる。
- (エ) 水辺地については、各種河川等の保全と周囲の景観との調和に配慮した維持管理を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

農村滞在型余暇活動としての農作業体験の場を提供するにあたっては、基本的に既存の農用地を利用することとし、農用地等の適切な保全と効率的な利用を図るとともに、花木等の植栽などにも取り組むことにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

- (1) 本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るために、「幕別町農業試験圃場」(農業体験)、「幕別ふるさと味覚工房」(農畜産物加工施設)、「幕別町農業担い手支援センター」(研修施設)、「少年自然の家」(宿泊・研修施設)、「幕別町育成牧場」(自然体験)等の既に整備されている施設の有効活用を図る。
- (2) 農業者が農業体験や都市住民との交流活動を行うために整備することができる施設の用途については、別表のとおりとし、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法等の土地利用に関わる法との調整を図ることとする。
- (3) 市街化調整区域において、農作業体験施設等の整備を行うことのできる対象者は、その施設等の周辺における市街化の抑制を図り、優良な農地の保全、自然環境・景観との調和にも十分配慮する観点から、当該地域を農業経営の拠点にしている農業者(住居及び生計を一にする親族を含む。)及び農業者の組織する団体とする。
- (4) 施設等の整備にあたっては、営農活動と一体となってグリーンツーリズムを推進するための必要最小限度の規模とする。

○ 農作業体験施設等の整備計画

施設の種類	位置(設置場所)	規模等	機能	事業主体
農畜産物直 売施設	東部地区		農畜産物及びその加工品の展示・ 直売	農業者及 び農業 者の組 織する 団体
	相川(市街化 調整区域)	1カ所		
	明野(市街化 調整区域)	2カ所		
	西部地区			
	千住(市街化 調整区域)	1カ所		
	依田(市街化 調整区域)	2カ所		
	中央部地区			
農家レスト ラン	新川	1カ所	地元農畜産物を素材としたレスト ラン	同上
	南部地区			
	駒島	1カ所		
	西部地区			
農家レスト ラン	千住(市街化 調整区域)	1カ所		
	中央部地区			
	新川	1カ所		
農家レスト ラン	南部地区			
	駒島	1カ所		
	東部地区			
宿泊体験施 設	相川(市街化 調整区域)	1カ所	農業体験及び宿泊	同上

○ グリーンツーリズムに必要な施設である建築物の用途

<p>(1) 農作業の体験施設である建築物</p> <p>例) トマト、いちご等野菜・果物の収穫体験農園ハウス、観光農園等で都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する農業の用に供する許可不要建築物及び同法第 34 条第 4 号に規定する許可対象建築物等(農産物生産機能以外に体験施設の機能を有するもの)</p>
<p>(2) 教養文化施設である建築物</p> <p>例) バター、チーズ、アイスクリーム、ハム、ソーセージ、ジャム、パン、そば等の農畜産物加工体験施設、地域農業等資料展示施設等</p>
<p>(3) 休養施設である建築物</p> <p>例) 展望所、四阿(あずまや)</p>
<p>(4) 集会施設である建築物</p> <p>例) 集会場、研修所等</p>
<p>(5) 宿泊施設である建築物</p> <p>例) 農業体験民宿(ファームイン)等</p>
<p>(6) 販売施設である建築物</p> <p>例) 農畜産物直売所、農畜産加工品直売所、農家レストラン等</p>
<p>(7) 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設である建築物</p> <p>例) 売店、休憩所、手洗所、トイレ、管理事務所、管理用具品保管庫等</p>

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) グリーンツーリズムに積極的に取り組む地元農業者の研究・実践を支援し、JRや旅行会社と連携して誘客のためのPR活動やイベントの開催を行うとともに、サービス水準の向上、人材の育成等について行政と農業者が連携した活動を展開する。
- (2) 農畜産物直売施設、農畜産物加工体験施設、体験民宿等宿泊施設等へ供給する農畜産物、食材について施設の運営者と生産者組織による連携を図り、地域農畜産物の利用・販売促進とその安定供給を図る。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じて入り込み客の確保を図るため、幕別町の四季折々の地域型イベントの企画を効果的に活用するとともに、新たな催し物を検討しながら情報受発信システムを構築し、マスコミ、交通・旅行会社、学校、消費者団体、観光団体等への働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市側との提携交流の推進

入り込み客の安定的な確保を図るため、「東京幕別会」・「札幌幕別会」などのふるさと会を通して都市側の住民との提携交流を一層推進するとともに、パークゴルフネットワーク会議で交流の続いた他の都市側の自治体、消費者団体、観光団体等との提携も進め交流を促進する。

3 他の市町村との連携活動の推進

十勝管内の他市町村と連携し、都市側への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報の交換等を行い入り込み客の増大に努める。

4 支援体制の整備

町、農業委員会、教育委員会、農業協同組合、森林組合、農業改良普及センター、商工会、観光物産協会等の関係機関・団体等と協力し、農村滞在型余暇活動の機能の整備の円滑な推進を図る。

(参考)

附 図

- 1 整備地区等の区域図
- 2 土地利用計画図
- 3 観光施設・農作業体験施設等の現況図
- 4 農作業体験施設等の整備計画図